

産業保健看護専門家（保健師）・産業保健看護専門家（看護師）制度 登録要件

	実務経験・実践活動	継続教育	研究 (学会発表・論文)	学会活動	社会貢献
上級専門家：書類審査合格 【受審資格：以下を満たすこと】 ・専門家として登録していること ・専門家として登録している間、日本産業衛生学会会員資格を継続していること（年会費の未納が無いこと） ・受審申請前5年間に於ける右記の各活動に関する各様式を提出できること （現に看護系大学の教授・准教授もしくはそれに相当する職位の者は別要件あり）	専門家として登録後、産業保健看護に係る実務経験もしくは実践活動が合わせて5年以上あること	以下のとおり継続研修を20単位履修していること ↓ 20単位のうち専門研修16単位、実地研修4単位とし専門研修16単位のうち産業看護総論については2単位以上取得すること	以下を満たす論文等が3本以上あり、うち1本は筆頭著者もしくは第一発表者であること ↓ 産業保健看護に係る十分な研究の実績があり、その成果が学会・協議会等で発表されており(※1)、申請様式とともに抄録・論文の写し（抄録集やホームページに掲載された形式のもの）を提出すること	学会出席(※2)が8ポイント以上あること ↓ 申請様式とともに参加証・受講証等の写しを提出すること	産業保健看護に係る社会貢献を行っていること(※3) ↓ 申請様式とともに委嘱状等の写しを提出すること
専門家：試験合格 【受験資格：以下を満たすこと】 ・登録者であり、登録者として登録された日の翌日から起算して5年以内であること ・登録者として登録している間、日本産業衛生学会会員資格を継続していること（年会費の未納が無いこと） ・右記の各活動状況に関する各様式を提出できること ・受験要件を満たしていることを指導契約を結んでいる上級専門家が認めていること（旧登録産業看護師制度からの移行者は不要） 【試験方法】 ・課題に対する回答作成 ・グループディスカッション ・個人面接 ・口頭試問	保健師は保健師免許を、看護師は看護師免許を取得後、産業保健看護に係る実務経験が5年以上あること	登録者として登録後、以下のとおり基礎研修50単位履修していること（旧登録産業看護師制度からの移行者は不要） ↓ 50単位のうち専門研修40単位、実地研修10単位とし、様式第2号-1に定められている単位数を全て取得すること	登録者として登録後、以下を満たす論文等が1本以上あり、筆頭著者もしくは第一発表者であること ↓ 産業保健看護に係る研究の実績があり、その成果が学会・協議会等で発表されており(※1)、申請様式とともに抄録・論文の写し（抄録集やホームページに掲載された形式のもの）を提出すること	登録者として登録後、学会出席(※2)が5ポイント以上あること ↓ 申請様式とともに参加証・受講証等の写しを提出すること	登録者として登録後、産業保健看護に係る社会貢献を行っていること(※3) ↓ 申請様式とともに委嘱状等の写しを提出すること
登録者：試験合格 （合格後、専門家制度名簿に登録者として登録するためには、試験合格後、日本産業衛生学会に入会し、会員資格を継続することが必要(年会費の未納が無いこと)） 【受験資格：以下のいずれかであること】 ・保健師であること ・看護師であり、かつ第一種衛生管理者免許を有すること 【試験方法】筆記試験（選択式） 【試験範囲】保健師国家試験レベルと同等					

- ※ 1 研究（学会発表・論文）：発表・投稿先について
【2021年2月28日以前に投稿・発表したものについて】
投稿・発表した学会を問わない。
【2021年3月1日以降について】
規程どおり（以下抜粋）。
- ・日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおける発表実績であること。
 - ・産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice における発表実績であること。
 - ・日本産業衛生学会ホームページにおける GPS: Good Practice Samples の発表実績であること。
- ※ 2 学会出席：ポイントについて
【2ポイント該当】
日本産業衛生学会（総会） 日本産業衛生学会全国協議会
【1ポイント該当】
日本産業衛生学会各地方会学会 日本産業衛生学会各部会主催学術集会 ※ 例会は非該当
- ※ 3 社会貢献について
「社会貢献の考え方」に記載のとおり